

西東京市告示第97号

道路位置の指定の取消しについて

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取消ししたので、西東京市建築基準法施行細則（平成29年西東京市規則第7号）第26条第4項において準用する同規則第23条第1項の規定により告示する。

なお、関係図書は、西東京市まちづくり部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年6月9日

西東京市長 池澤隆史

- 1 指定の取消しに係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の取消しの年月日
令和8年6月4日
- 3 指定の取消しに係る道路の位置
西東京市中町六丁目1851番2の一部
- 4 指定の取消しに係る道路の延長及び幅員
延長 10.00m
幅員 4.00m